

情報公開法の制度運営に関する検討会運営要領（案）

1 議事運営の方法について

座長が必要と認める場合、別途有識者等から意見を求めることができる。

2 会議で発言された意見の公開について

会議で発言された意見については、毎回、整理し、速やかに総務省のホームページに掲載することにより公開する。